

# 一般社団法人 諏訪圏域障がい者総合支援センター 令和8年度 事業計画

## I 基本方針

---

### (1) オアシスの理念

- ・オアシスは、障がいや病気があっても、自らこうありたいと願う権利を守り、だれもが健やかに安心して生活できるように支援していきます。
- ・オアシスは、生活を支えるための支援チームづくり、地域のネットワークづくりを行い、地域全体で障がい者を支え合う地域づくりを進めます。

### (2) 基本方針

- ・障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が希望する自立した日常生活を営むことができるよう、障がい者等の相談支援事業を関係市町村、県及び関係機関、支援者と連携を図りつつ行います。
- ・障がい者等の意思決定に基づく地域生活を支援するために、基幹相談支援センターとして、地域の相談支援体制の充実・強化等の取組みなどの地域づくりを行います。

### (3) 今年度の重点取り組み（別紙資料参照）

- ・令和8年4月から5年間の次期指定管理期間を見据え、安定的かつ専門性の高い運営体制の整備を図ることを目途として、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により創設された複数事業所の協働による体制確保のしくみを活用し、オアシスを中核とする3事業所の連携による「一体的管理運営を行う共同体」（以下「共同体」という。）を構築し、市町村障害者相談支援事業の機能充実に努めます。

（共同体の構成員）

事業所	諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシス
法人	一般社団法人 諏訪圏域障がい者総合支援センター
事業所	ゆらり相談支援センター
法人	一般社団法人 ゆらゆら
事業所	この街相談支援センター
法人	社会福祉法人 この街福祉会

- ・令和6年4月1日に施行された障害者総合支援法の改正により基幹相談支援センターの役割・機能が大きく変化したことを踏まえ、基幹相談支援センター業務及び自立支援協議会事務局業務の一部を一般社団法人ゆらゆらへ、地域生活支援拠点等整備事業の一部を社会福祉法人この街福祉会へそれぞれ業務委託することにより、各事業における専門性を高め、地域全体の相談支援体制の強化と持続可能な支援基盤の構築を図ります。

## 2 組織

---

### (1) 相談支援体制

※Co=コーディネーター

(指定相談支援事業所) 諏訪圏域障がい者総合支援センター オアシス	所長 大澤英恵(基幹担当を兼務) ・指定相談支援事業所の実施 ・市町村障害者相談支援事業の実施 ・相談体制 相談支援専門員 5名
(基幹相談支援センター) 諏訪圏域障がい者基幹相談支援センター こねくと(新たな基幹の愛称)	センター長 中村 修(委託) ・基幹センター及び協議会事務局業務の実施 ・基幹センターの体制 主任相談支援専門員(専任) 笠原久美子 医療的ケア児等 Co 主任相談支援専門員(兼務) 大澤英恵 地域生活支援拠点 Co 地域生活支援拠点 Co 井上純一(委託)

(2) 事業所の一体的管理運営(協働型)にかかわる会議

運営委員会

職員会議後に開催(毎月1回)

ケース共有会議、事例検討会

3事業所の相談支援専門員等全員参加(毎月2回)

職員会議の午後、第1木曜日午後開催

### 3 法人事業

(1) 指定相談支援事業所の事業

①指定特定相談支援 ②指定一般相談支援 ③障害児相談支援

- ・市町村や地域の相談支援専門員から特別の事情により必要性がある方に関して基本相談支援に基づいた計画を作成し、モニタリングの支援を行う。
- ・安定したサービス利用の見込みがある方は、地域内外のネットワークの連携を強化し、順次オアシス外事業所へ移行していく。

(2) 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として

- ・令和6年4月に施行された障害者総合支援法に拠点等の整備が位置付けられるとともに、拠点の登録事業所の認定手続き方法が変更され、令和7年度に諏訪地域6市町村ごとに地域生活支援拠点等整備事業実施要綱が策定された。
- ・相談支援事業所オアシスは、諏訪市諏訪圏域地域生活支援拠点等整備事業実施要綱に基づいて諏訪市に拠点登録を申請し、令和8年3月に決定を受けている。

拠点事業所の機能

①相談

⑤地域の体制づくり

### 4 指定管理者の業務

(1) 障害者相談支援事業 (障害者総合支援法第77条第1項第3号)

- ・障害者相談支援事業及び他法において市町村が行うとされる相談支援業務を行う。

(2) 基幹相談支援センターの業務 (障害者総合支援法第77条の2)

## ①概要

- ・本事業の名称は諏訪圏域障がい者基幹相談支援センター（以下「基幹」という。）とし、障害者総合支援法第77条の2及び指定管理業務仕様書に示されている業務を行う。
- ・諏訪地域障がい福祉自立支援協議会（以下「協議会」という。）事務局を基幹に置き、事務局業務を行う。
- ・基幹は、個別支援部門と分離して主に後方支援を担う役割を明確にするため、基幹専任の職員を配置する。
- ・基幹の役割を地域住民及び関係者に理解してもらうために、愛称を付す。（「こねくと」に決定）

## ②職員体制

- ・基幹組織の母体を3法人の共同体とし、協定を結ぶ2法人に基幹業務と拠点整備にかかる業務の一部を委託し、業務に必要な職員体制を確保する。
- ・基幹業務を担当する職員は、センター長1名（ゆらり）、オアシス主任相談支援専門員2名（専任1名、兼任1名）の3名とする。
- ・地域生活支援拠点等 Co 2名（オアシス：1名、この街：1名）と医療的ケア児等 Co 1名を基幹に配置する。

## ③基幹の主要業務

### ア 地域生活支援事業に関する業務

- ・市町村障害者相談支援事業（以下「委託相談」という。）への後方支援
  - i 必要な助言、スーパーバイズを行う。
  - ii 事例検討、事例検証、同行支援、委託相談相談員からの個別ケースに関する相談など。
- ・権利擁護、虐待防止の取り組み
  - 市町村が行う虐待防止の取り組み、差別解消の取り組みに要請があれば協力をする。

### イ 三障害に対する情報提供、助言・指導に関する業務

ア i 及びア ii と同様。

### ウ 地域の相談支援事業者等の後方支援に関する業務

- ・地域の相談支援事業所（指定特定・指定障害児・指定一般）への運営助言、適正な給付手続きに向けた研修会の実施。
- ・地域の相談支援事業所の後方支援
  - ア i 及びア ii と同様。
- ・相談支援業務を担う人材の育成
  - 基幹単独でまたは県協議会・圏域協議会等を活用して相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者その他従業員の育成のための研修や個別相談を行う。

### エ 協議会活動の推進に関する業務

#### ○自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

- ・基幹に寄せられた個別課題を地域課題に転換し、協議会等を活用して課題の解決を目指す。  
基幹内に協議会事務局を置き、月1回程度事務局会議を行う。（参集は基幹全職員）  
アウトリーチや個別相談などを通して個別課題の収集に努める。
- ・圏域に必要とされる相談支援体制の構築を行政とともに行う。  
協議会各分会・委員会を通して、当事者や支援者がわかりやすくかつ十分な支援を受けられるような体制づくり、人材育成に努める。  
基幹のあり方、協議会のあり方について継続的に審議検討する。  
基幹と他事業所に所属する主任相談支援専門員の役割分担を整理する。

○各種関係機関による「地域ネットワーク構築」

- ・障がい児者支援等を行う各種機関（福祉・雇用・教育・医療・当事者団体等）の他、福祉の他分野（高齢・児童・生活困窮等）、障がい児者への相談支援を行う機関（就業・生活支援センター、児童発達支援センター、療育 Co、発達障害サポート・マネージャー、行政担当課等）との連携（情報共有・提供、助言等）を行う。
- ・市町村等が行う重層的支援体制整備に協力する。

④協議会に関する業務（障害者総合支援法第 89 条の 3）

ア 協議会事務局

- ・事務局は基幹に配置された全職員とする。
- ・基幹のセンター長及び主任相談支援専門員は、協議会の全体会・運営委員会・各種部会・各種委員会等（以下「各種会議」という。）で検討すべき課題提案や調整、進捗管理等を行う。
- ・事務局は、各種会議を行うための日程調整、会場確保・設営、資料の準備、参加の促し等を行う。また、協議会が行う業務が滞りなく行われているか管理する。

イ 長野県自立支援協議会（県協議会）との連携

- ・県協議会から協議会に対して委員・部会員等の選出依頼があった場合は、運営委員会等に諮って選任する。県協議会の委員・部会員等に選任された者には、協議会に会議の報告をするように事務局から依頼する。
- ・諏訪圏域で検討されたが解決しなかった地域課題については、県協議会に提出するために協議会内で調整を図る。

(3) 地域生活支援拠点等の機能の充実（障害者総合支援法第 77 条 第 3 項及び第 4 項）

① 地域生活支援拠点等 Co 配置事業

- ・地域生活支援拠点事業の目的である 障がいのある方の高齢化、重度化や「親亡き後」の生活の安心も見据え、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、様々な支援を切れ目なく提供出来る仕組みを整備していく事を目指す。
- ・令和 8 年度より基幹相談支援センター内に地域生活支援拠点等 Co を 2 名配置し、業務を分担して地域支援のための拠点の整備等を推進し、「5つの機能」を軸にしながら障がいのある方の生活全体を支えるサービス提供体制の充実を図る。
  - i. 相談（緊急時の相談、支援対象者の把握）

数年前に緊急時の支援が必要な世帯を事前把握したが、現状は異なった状況にありアップデートしていく必要がある。又これまでの実態として、相談支援専門員がっていない方々の緊急事案が多い事から、予備軍の把握と対応策を各市町村、基幹相談支援センターと連携しながら構築していく。
  - ii. 緊急時の受け入れ・対応

これまで諏訪圏域では 3カ所の短期入所施設が輪番制で宿泊を伴う緊急時の受け入れ体制が確保されている。  
経過と実態を踏まえ、必要に応じて対応事業所を増やして行く必要があるかを検討。
  - iii. 体験の機会・場

これまでは諏訪圏域では足踏み状態が続いている。共同生活援助や一人暮らしの体験の場の構築を目指し、当事者の地域移行や自立に向けた仕組み作りを進めて行く。
  - iv. 専門的人材の確保・養成等

医療的ケアや行動障がい、重度化した障がい者に対応出来る専門的な人材育成を進めると共に、多職種間で地域として支えられる仕組み作りを行っていく。

v. 地域の体制作り

支援困難な事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有を行う。

地域の多種多様なニーズに応えるべく、コーディネーターが旗を振りながらサービス提供体制の確保や、地域社会資源の連絡体制構築に取り組んでいく。

② 安心生活支援空床確保事業の実施

・6市町村共同事業である本事業を指定管理業務として当法人が受託し、3協力施設(すわ湖のほとり・精明学園・はらむら悠生寮)が協定を結び、緊急時の宿泊場所を確保する。

(4) 医療的ケア児等 Co の配置事業

・医療的ケア児者の緊急時の受け入れを可能にする仕組みづくりを進める。

・保健・医療・子育て・教育等必要なサービスを総合的に調整し、医ケア児者とその家族にサービスを紹介すると共に、関係機関との繋ぎに努める。

・個別支援、多職種協働支援の調整、地域づくりの推進について働きかけを行う。

・医療関係者との連携を図ると共に、圏域の実情に合わせた医療側の Co 配置に向けた体制づくりについて行政に協力する。